

瀬戸市告示第166号



瀬戸市議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月17日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和2年11月30日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 9 3 号議案	瀬戸市西陵地域交流センターに係る指定管理者の指定について……………	1
第 9 4 号議案	瀬戸市品野台地域交流センターに係る指定管理者の指定について……………	2
第 9 5 号議案	瀬戸市水野地域交流センターに係る指定管理者の指定について……………	3
第 9 6 号議案	市有財産（土地）の売払いについて……………	4
第 9 7 号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について……………	6
第 9 8 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	8
第 9 9 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	1 0
第 1 0 0 号議案	指定金融機関の指定について……………	1 4
第 1 0 1 号議案	瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。）に係る指定管理者の指定について……………	1 5
第 1 0 2 号議案	瀬戸市高齢者生きがい活動施設に係る指定管理者の指定について……………	1 6
第 1 0 3 号議案	瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）に係る指定管理者の指定について……………	1 7
第 1 0 4 号議案	瀬戸市家庭児童相談室に関する条例の全部改正について……………	1 8

第105号議案	瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター、瀬戸市保健センター（運営）及び瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター（運営）を除く。）に係る指定管理者の指定について……………	22
第106号議案	（仮称）瀬戸市立小中一貫校建設（建築）工事（その1）請負契約の変更について……………	23
第107号議案	市有財産（物品）の売払いについて……………	24
第108号議案	道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）に係る指定管理者の指定について……………	26
第109号議案	道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）に係る指定管理者の指定について……………	27
第110号議案	瀬戸市新世紀工芸館に係る指定管理者の指定について……………	28
第111号議案	瀬戸染付工芸館に係る指定管理者の指定について……………	29
第112号議案	尾張東部（瀬戸）地域文化広場に係る指定管理者の指定について……………	30
第113号議案	瀬戸市定光寺野外活動センターに係る指定管理者の指定について……………	31
第114号議案	瀬戸市自然児童遊園に係る指定管理者の指定について……………	32
第115号議案	瀬戸市都市公園に係る指定管理者の指定について……………	33
第116号議案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について……………	34

第117号議案	駐車場に係る指定管理者の指定について……………	36
第118号議案	市道路線の認定について……………	37
第119号議案	市道路線の変更について……………	42
第120号議案	令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第12号）……………	別冊
第121号議案	令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第13号）……………	別冊
第122号議案	令和2年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	別冊
第123号議案	令和2年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
第124号議案	令和2年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	別冊
第125号議案	令和2年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）……………	別冊
第126号議案	令和2年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
第127号議案	令和2年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）……………	別冊
第128号議案	令和2年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
第129号議案	令和2年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第3号）……………	別冊
第130号議案	令和2年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊

報告第16号 専決処分の報告について…………… 別紙

2年市長提出第93号議案

瀬戸市西陵地域交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市西陵地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市はぎの台1丁目1番地

西陵地域力推進会議

議長 中田英雄

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市西陵地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第94号議案

瀬戸市品野台地域交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市品野台地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市上品野町1211番地

品野台地域力向上委員会

委員長 駒井伸二

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市品野台地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第95号議案

瀬戸市水野地域交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市水野地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市中水野町1丁目150番地

水野地域力向上委員会

会長 中尾文人

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市水野地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第96号議案

市有財産（土地）の売払いについて

本市は、次の内容により市有財産（土地）を売り払うものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 土地の所在 | 瀬戸市広之田町26番2、瀬戸市広之田町34番3、
瀬戸市広之田町35番1、瀬戸市広之田町36番9、
瀬戸市広之田町36番10、瀬戸市広之田町36番1
1、瀬戸市広之田町36番12、瀬戸市広之田町36
番13、瀬戸市広之田町50番1、瀬戸市上品野町1
238番、瀬戸市上品野町1239番、瀬戸市上品野
町1328番、瀬戸市上品野町1335番、瀬戸市上
品野町1336番1、瀬戸市上品野町1337番1、
瀬戸市上品野町1338番1、瀬戸市上品野町133
9番1 |
| 2 | 地目 | 山林、学校用地、砂防地 |
| 3 | 登記面積 | 12,907平方メートル |
| 4 | 売払方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 売払価額 | 57,600,000円 |
| 6 | 売払先 | 瀬戸市平町2丁目72番地
有限会社マルゴDF
代表取締役 若杉福雄 |

（理由）

この案を提出するのは、市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第97号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>

第2条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、令和2年10月7日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第98号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、令和2年10月7日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、特別職の職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第99号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4から6まで <省略>	(期末手当) 第20条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで <省略> 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4から6まで <省略>

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで <省略></p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特</p>

定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。
--	--

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第6条 <省略>	第6条 <省略>
2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年瀬戸市条例第4号)第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、令和2年10月7日付けの人事院勧告の内容を

考慮し、瀬戸市職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第100号議案

指定金融機関の指定について

本市は、次の内容により指定金融機関を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 指定金融機関

瀬戸信用金庫

2 指定期間

令和3年7月1日から令和6年6月30日まで

(理由)

この案を提出するのは、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第101号議案

瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。）

2 指定管理者となる団体

瀬戸市菱野台4丁目4番の2菱野ウイングビル

特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ

代表 大秋恵子

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンターに限る。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第102号議案

瀬戸市高齢者生きがい活動施設に係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市高齢者生きがい活動施設

2 指定管理者となる団体

瀬戸市東権現町51番地

公益社団法人瀬戸市シルバー人材センター

会長 河島良文

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市高齢者生きがい活動施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第103号議案

瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）に係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）

2 指定管理者となる団体

瀬戸市中水野町2丁目758番地

社会福祉法人瀬戸中央会

理事長 青山貴彦

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市水野在宅福祉センター（瀬戸市水野地域包括支援センター（運営）を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第104号議案

瀬戸市家庭児童相談室に関する条例の全部改正について
瀬戸市子ども・若者センター条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市子ども・若者センター条例

瀬戸市家庭児童相談室に関する条例（平成22年瀬戸市条例第13号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条
の2第1項の規定に基づき、瀬戸市子ども・若者センター（以下「セン
ター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 子ども及び若者の最善の利益の実現を基本理念として、本市の未
来を担う子ども及び若者が、それぞれの夢又は自立に向かって健やかに
育つことができるようにするため、並びに社会的自立に困難を有する子
ども又は若者及びその家庭への支援を行うため、センターを設置する。

（位置）

第3条 センターの位置は、瀬戸市栄町45番地とする。

（分掌事務）

第4条 センターの分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号
に規定する事業に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条に規定する業務
に関すること。

- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に定める児童虐待に関すること。
- (4) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に定める子ども・若者育成支援に関すること。
- (5) 子ども・若者育成支援推進法第15条第1項に規定する関係機関等との連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子ども及び若者に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時15分から午後6時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日（第1日曜日及び第3土曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（職員）

第7条 センターに、センター長その他の職員を置く。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必

要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 (第 5 条関係)			別表第 1 (第 5 条関係)		
職種	職務の級	基準となる職務	職種	職務の級	基準となる職務
<省略>			<省略>		
(14)学校教育職	1 級	1 及び 2 <省略> 3 <u>子ども・若者センタ</u> <u>二における相談員の職務</u> 4 <省略>	(14)学校教育職	1 級	1 及び 2 <省略> 3 <u>家庭児童相談室にお</u> <u>ける相談員の職務</u> 4 <省略>
<省略>			<省略>		

(パーティセと市民交流センター条例の一部改正)

第 3 条 パルティセと市民交流センター条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(設置)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 パルティセと市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2 パルティセと市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>キッズルーム</u></p> <p>(4) <u>家庭児童相談室</u></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p>
--	---

(理由)

この案を提出するのは、児童の権利に関する条約の精神、児童の福祉を保障するための原理及び子ども・若者育成支援の基本理念にのっとり、一人一人の子ども及び若者が、切れ目のない支援を受けることで、それぞれの夢又は自立に向かって健やかに育つことができるようにするため、瀬戸市子ども総合計画に定める「子ども・若者総合支援拠点」として、瀬戸市子ども・若者センターを設置するに当たり、瀬戸市家庭児童相談室に関する条例の全部を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第105号議案

瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター、瀬戸市保健センター（運営）及び瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター（運営）を除く。）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター、瀬戸市保健センター（運営）及び瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター（運営）を除く。）

2 指定管理者となる団体

瀬戸市川端町1丁目31番地

社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会

会長 大澤信也

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市福祉保健センター（瀬戸市老人デイサービスセンター、瀬戸市保健センター（運営）及び瀬戸市やすらぎ地域包括支援センター（運営）を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第106号議案

(仮称)瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事(その1)請負契約
の変更について

平成30年5月14日議会の議決を経て締結した(仮称)瀬戸市立小中
一貫校建設(建築)工事(その1)請負契約の一部を次のように変更する
ものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

契約金額

変更前 3,956,475,620円

変更後 3,973,659,820円

(理由)

この案を提出するのは、(仮称)瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事
(その1)請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和5
2年瀬戸市条例第1号)第2条の規定により、議会の議決を求めるため必
要があるからである。

2年市長提出第107号議案

市有財産（物品）の売払いについて

本市は、次の内容により市有財産（物品）を売り払うものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 売払物品 せと赤津工業団地造成事業に係る業務委託の成果物一式
- 2 物品の内訳 次に掲げる業務委託の成果物一式
 - (1) 工業用地造成事業測量調査設計業務委託
 - (2) 門前町地内集合図作成業務委託
 - (3) 工業用地造成事業土地評価業務委託
 - (4) 工業用地造成事業発掘調査業務委託
 - (5) 工業用地造成事業物件調査業務委託
 - (6) 工業用地造成事業基本修正設計業務委託
 - (7) せと赤津工業団地造成事業第一工区土地鑑定評価業務委託
 - (8) せと赤津工業団地造成事業第一工区土地評価業務委託
- 3 売払方法 随意契約
- 4 売払価額 178,408,557円
- 5 売払先 瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市土地開発公社
常務理事 尾島邦彦

（理由）

この案を提出するのは、市有財産（物品）を売り払うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第108号議案

道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）

2 指定管理者となる団体

富山県富山市湊入船町3番30号

株式会社ジェック経営コンサルタント

代表取締役社長 山瀬孝

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（理由）

この案を提出するのは、道の駅瀬戸しなの（地域振興施設に限る。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第109号議案

道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）

2 指定管理者となる団体

瀬戸市品野町1丁目126番地の1

道の駅瀬戸しなの株式会社

代表取締役 鈴木政成

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（理由）

この案を提出するのは、道の駅瀬戸しなの（地域振興施設を除く。）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第110号議案

瀬戸市新世紀工芸館に係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市新世紀工芸館

2 指定管理者となる団体

瀬戸市西茨町113番地の3

公益財団法人瀬戸市文化振興財団

理事長 伊藤保徳

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市新世紀工芸館の指定管理者を指定するに
当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の
規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第111号議案

瀬戸染付工芸館に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸染付工芸館

2 指定管理者となる団体

瀬戸市西茨町113番地の3

公益財団法人瀬戸市文化振興財団

理事長 伊藤保徳

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸染付工芸館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第112号議案

尾張東部（瀬戸）地域文化広場に係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

尾張東部（瀬戸）地域文化広場

2 指定管理者となる団体

瀬戸市西茨町113番地の3

公益財団法人瀬戸市文化振興財団

理事長 伊藤保徳

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（理由）

この案を提出するのは、尾張東部（瀬戸）地域文化広場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第113号議案

瀬戸市定光寺野外活動センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市定光寺野外活動センター

2 指定管理者となる団体

豊田市松ヶ枝町3丁目30番地

ホームックス株式会社

代表取締役 餅原幹也

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市定光寺野外活動センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第114号議案

瀬戸市自然児童遊園に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市自然児童遊園

2 指定管理者となる団体

瀬戸市菱野台4丁目4番の3

特定非営利活動法人エム・トゥ・エム

理事長 服部悦子

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市自然児童遊園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第115号議案

瀬戸市都市公園に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市都市公園

2 指定管理者となる団体

瀬戸市滝之湯町32番地

合同会社朝風造園

代表社員 丸山洋一

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市都市公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2 年市長提出第 1 1 6 号議案

瀬戸市駐車場条例の一部改正について

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸市駐車場条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(回数駐車券の発行等)</p> <p>第 6 条の 2 <省略></p> <p><u>2 <省略></u></p> <p>(定期駐車券の発行等)</p> <p>第 6 条の 3 <u>市長は、使用者の利便を図るため、定期駐車券を発行することができる。</u></p> <p><u>2 定期駐車券は、瀬戸口駅北駐車場に限り、使用することができる。</u></p> <p><u>3 定期駐車券による場合の料金は、別表第 4 に定めるとおりとする。</u></p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第 6 条の 4 料金は、自動車を駐車場から退場させるときに徴収する。</p>	<p>(回数駐車券の発行等)</p> <p>第 6 条の 2 <省略></p> <p><u>2 回数駐車券は、宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場、東横山駐車場及びパルティセと駐車場に限り使用することができる。</u></p> <p><u>3 <省略></u></p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第 6 条の 3 料金は、自動車を駐車場から退場させるときに徴収する。<u>ただし、回数駐車券による場合の料金は、回数駐車券を交付するときに徴収する。</u></p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、回数駐車券及び定期駐車券による場合の料金は、回数駐車券及び定期駐車券を交付するときに徴収する。</p> <p>(料金の不徴収)</p> <p>第6条の5 <省略></p> <p>別表第3 (第6条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><省略></td> </tr> </table> <p>別表第4 (第6条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸口駅北駐</td> <td>1台につき1月</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>車場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<省略>	名称	単位	料金	瀬戸口駅北駐	1台につき1月	6,000円	車場			<p>(料金の不徴収)</p> <p>第6条の4 <省略></p> <p>別表第3 (第6条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><省略></td> </tr> </table>	<省略>
<省略>												
名称	単位	料金										
瀬戸口駅北駐	1台につき1月	6,000円										
車場												
<省略>												

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸口駅北駐車場の利用率の向上を図るため、回数駐車券及び定期駐車券の使用を開始するに当たり、瀬戸市駐車場条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第117号議案

駐車場に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

- (1) 宮川駐車場
- (2) 瀬戸市駅前駐車場
- (3) 東横山駐車場
- (4) 瀬戸口駅北駐車場

2 指定管理者となる団体

名古屋市中川区八熊二丁目1番11号

株式会社日本メカトロニクス

代表取締役社長 安井利之

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、宮川駐車場、瀬戸市駅前駐車場、東横山駐車場及び瀬戸口駅北駐車場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第118号議案

市道路線の認定について

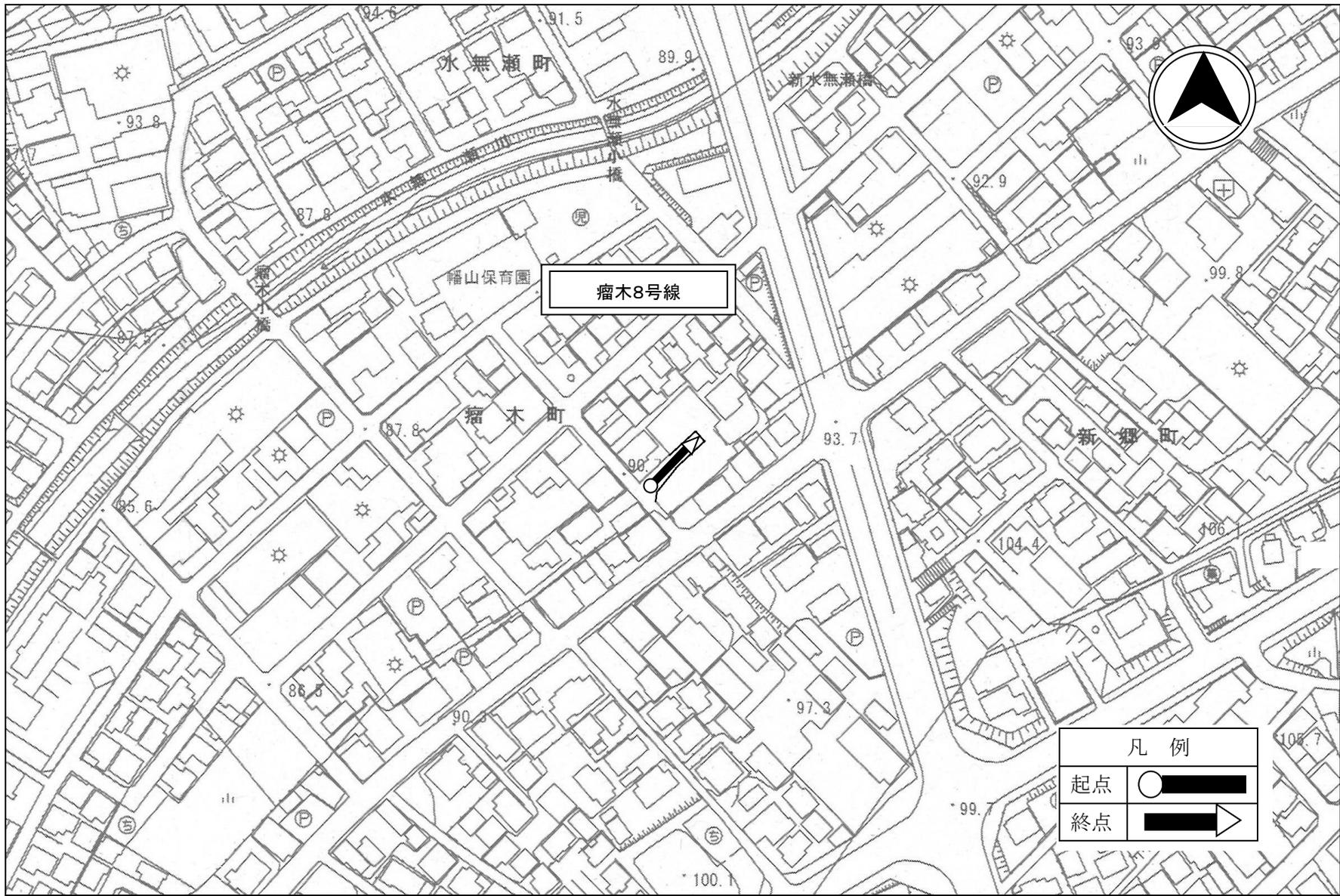
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
06102	瘤木8号線	瘤木町21番8地先
		瘤木町21番5地先
10263	十軒3号線	十軒町418番2地先
		十軒町418番6地先
12517	赤重菱野1号線	赤重町232番1地先
		菱野町176番地先
12518	幡山6号線	幡山町95番8地先
		幡山町95番13地先

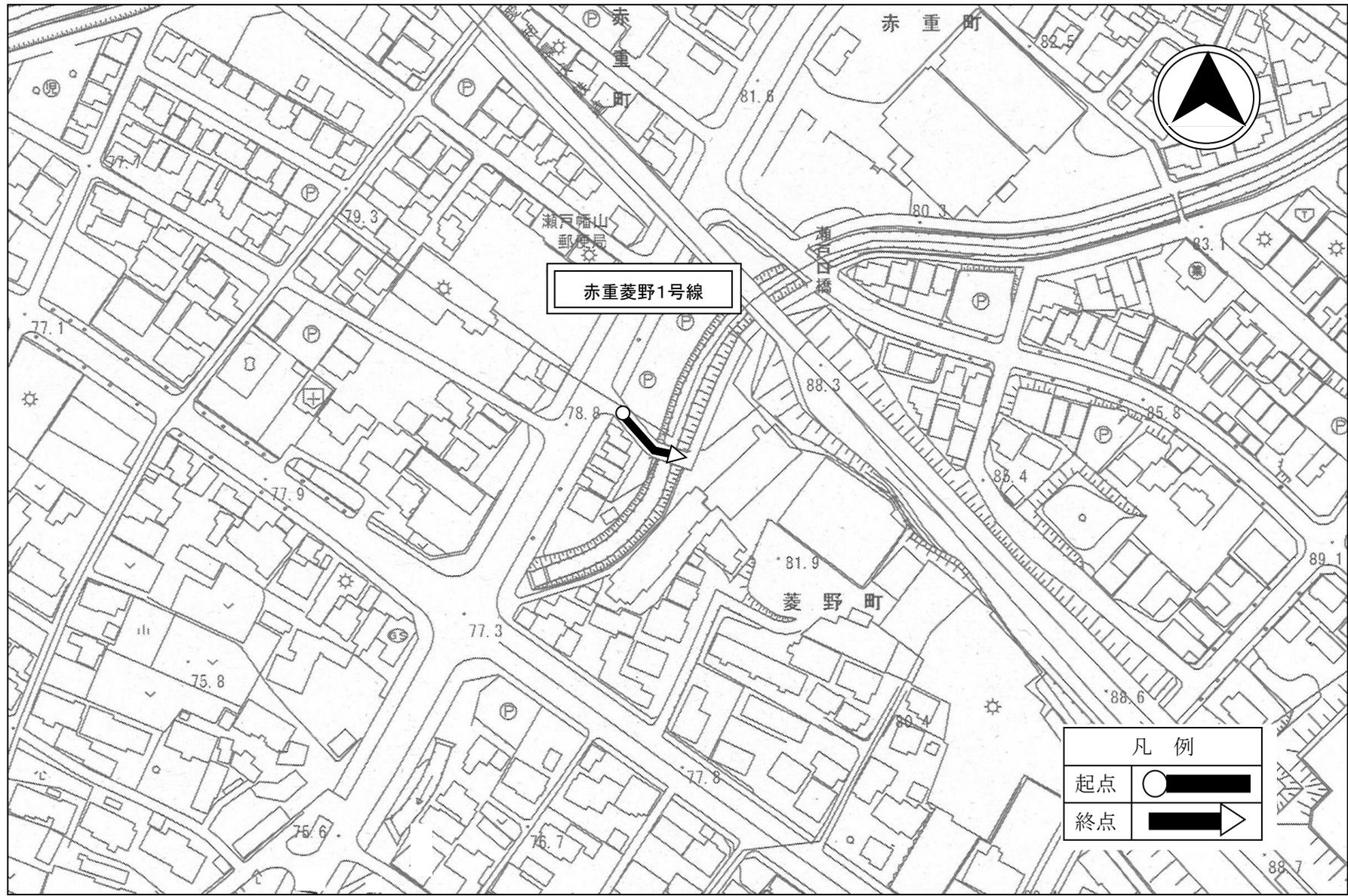
認定路線図



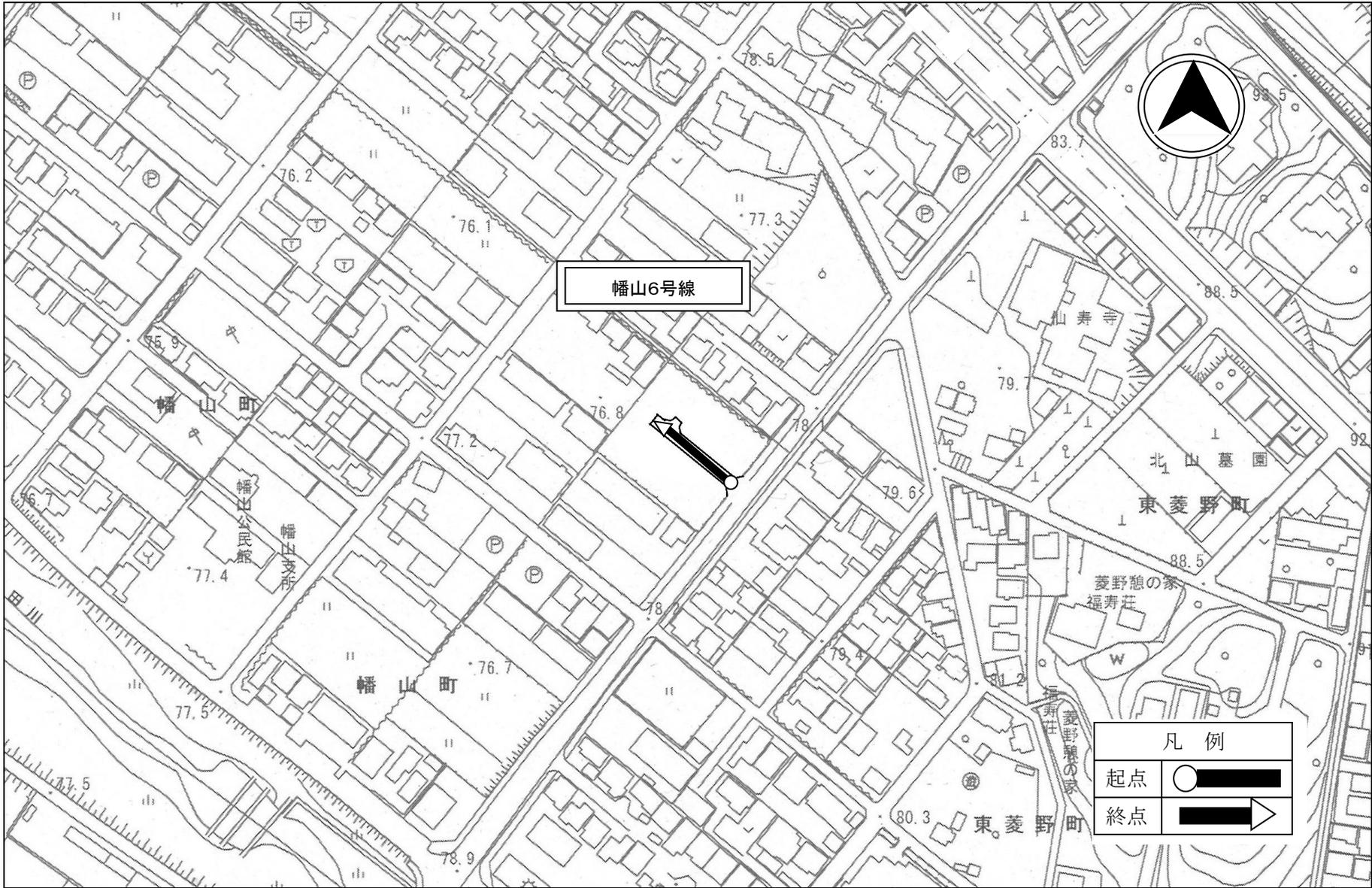
認定路線図



認定路線図



認定路線図



2年市長提出第119号議案

市道路線の変更について

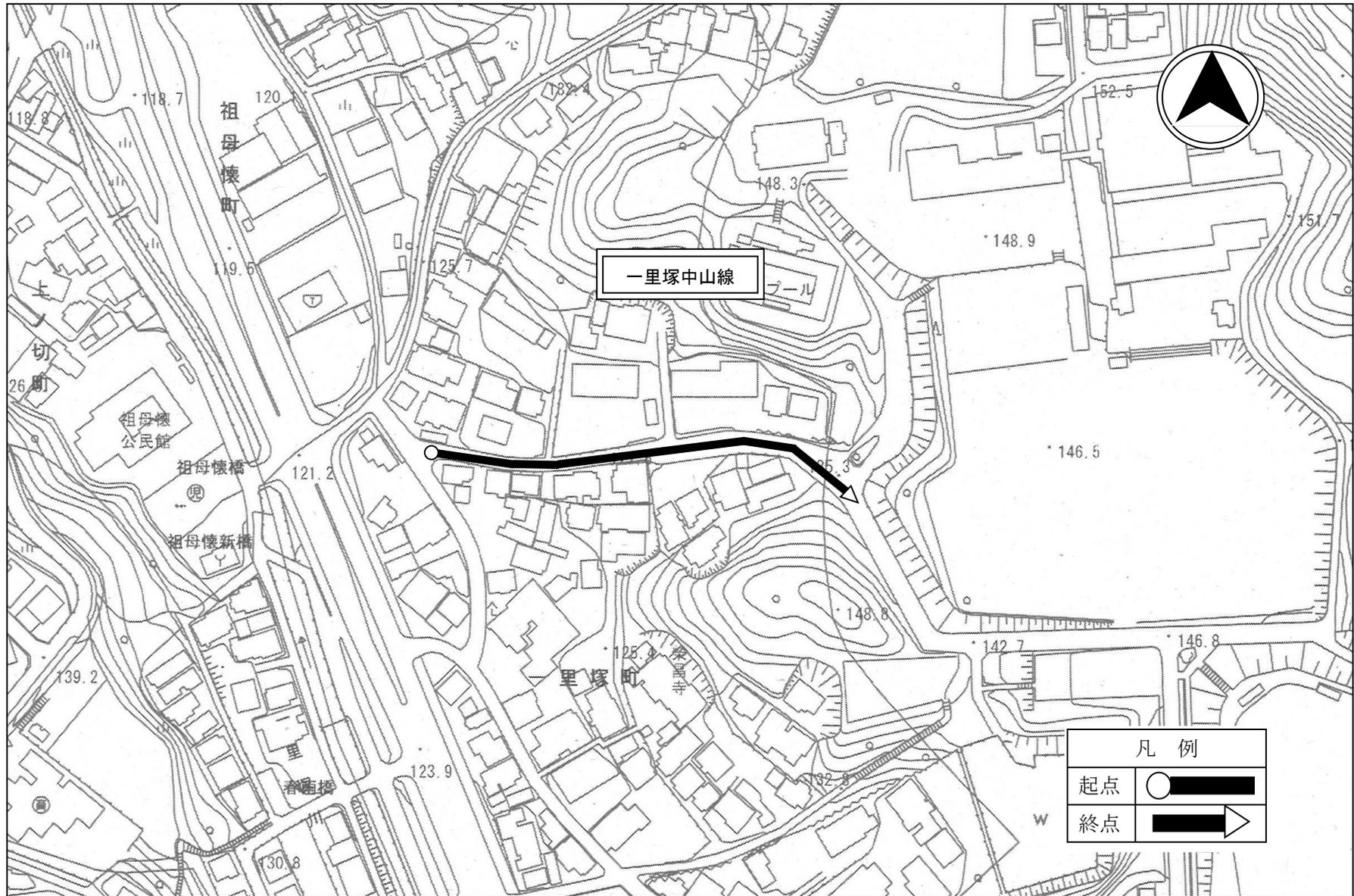
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
05043	一里塚中山線	前	一里塚町6番6地先
			中山町1番13地先
		後	一里塚町6番6地先
			中山町1番15地先

認定路線図（変更前）



認定路線図（変更後）

